

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県がん研究振興会（以下「当法人」という。）定款第15条及び第31条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に規定する者をいい、次号の役員と併せて評議員等という。
- (2) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (4) 費用とは、評議員等の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び役員の報酬は、(別表1)のとおりとし、法令に定めるところにより控除すべき金額を差し引いて、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むものとする。
- 3 評議員及び役員に対して、理事長より特別の任務として研究助成審査委員を委嘱した場合は、(別表2)のとおり研究助成審査委員報酬を支給する。
- 4 評議員及び役員の報酬は、会議等への出席の都度支払うものとする。
- 5 評議員及び役員は、事前に報酬等辞退届(様式第1号)を提出することにより、第1項に規定する報酬等を受け取らないことができる。ただし、報酬等辞退撤回届(様式第2号)の提出により、この辞退はいつでも撤回できるものとする。

(費用)

第4条 当法人は、評議員等がその職務の執行にあたって要した費用については、これを速やかに支払うものとする。

- 2 旅費の支給については、旅費支給基準に準ずる。

(公表)

第5条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(2023年6月2日評議員会議決)

この規程は、令和7年6月9日から施行する。

(別表 1) 評議員及び役員の報酬

評議員	評議員会への出席 1回につき 5,000円
理事	理事会への出席 1回につき 5,000円
監事	評議員会、理事会への出席 1回につき 5,000円

会議等への出席とは、参集して行う会議及びWEB会議並びに決議の省略による場合も含む。

(別表 2) 研究助成審査委員の報酬

研究助成審査委員	申請書審査	30,000円
研究助成審査委員	審査委員会への出席	5,000円

様式第1号

報酬等辞退届

公益財団法人愛知県がん研究振興会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定により、評議員及び役員に係る報酬につきましては、受領辞退を申し出ます。

年 月 日

申出者

住 所

氏 名

⑩

公益財団法人愛知県がん研究振興会
理事長 丹羽 康正 様

様式第2号

報酬等辞退撤回届

公益財団法人愛知県がん研究振興会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定により、評議員及び役員に係る報酬につきましては、受領辞退撤回を申し出ます。

年 月 日

申出者

住 所

氏 名

印

公益財団法人愛知県がん研究振興会
理事長 丹羽 康正 様